

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250310	有限会社大竹タクシー (法人番号 3240002037575) 代表 者土本昌広	広島県大竹市西栄一丁目 20番16号	西栄営業所	広島県大竹市西栄二丁目 7番12号	文書警告(処分日車数 40日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事 業者に対する行政処分 等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項及び同法第29条	令和6年12月9日及び令和7年1月28日、継続 監視の監査対象であることを端緒として監査を 実施。5件の違反が認められた。(1)運送引受 書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)、(2) 勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第 21条第1項)、(3)運行記録計による記録義務違 反(運輸規則第26条第1項)、(4)運行管理者補 助者の選任届出違反(運輸規則第68条)、(5)事 故の届出義務違反(道路運送法第29条)	4	4
20250326	広島第一交通株式会 社(法人番号 7240001014002) 代表 者荒木浩幸	広島県広島市西区草津港 1丁目9番54号	江波	広島県広島市中区江波南 2丁目1464番地2号	文書警告(処分日車数 40日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事 業者に対する行政処分 等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和6年12月13日、令和7年2月10日及び同年 2月20日、継続監視の監査対象であることを端 緒として監査を実施。6件の違反が認められ た。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客 自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」) 第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違 反(運輸規則第24条第5項)、(3)点呼状況の録 音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第 6項)、(4)アルコール検査状況の写真記録義務 違反(運輸規則第24条第7項)、(5)乗務員等台 帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1 項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運 輸規則第38条第1項)	4	4
20250326	有限会社谷本ハイヤー (法人番号 5280002005733) 代表 者山本清暢	島根県出雲市矢野町123- 1	本社営業所	島根県出雲市矢野町123 番地1	文書警告(処分日車数 40日車のため、一般貸 切旅客自動車運送事 業者に対する行政処分 等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3 項	令和7年1月29日及び同年2月21日、継続監視 の監査対象であることを端緒として監査を実 施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施 義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以 下「運輸規則」)第24条第1項)、(2)点呼の記録 事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)点 呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規 則第24条第6項)、(4)運行指示書の作成義務 違反(運輸規則第28条の2第1項)	4	4